



協会けんぽ鳥取支部からの お知らせ

職場内で掲示・回覧をお願いします

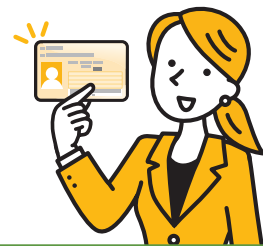
2024年

10月

！今から使ってみよう！マイナ保険証

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から現行の健康保険証の新規発行を終了して、「**マイナ保険証**」を基本とする仕組みに移行します。

※マイナ保険証…マイナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの



マイナンバーカードを保険証として利用するには？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、ご自身で「**保険証利用の登録**」を行う必要があります。ご利用の予定がなくても、早めに利用登録を行いましょう。

1 マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得

申請

※以下から選択

1



スマホから パソコンから
オンライン申請

2



証明写真機
から

3



郵送

受け取り

- 1 ハガキが届く
- 2 受け取りに行く



詳しくはこちら



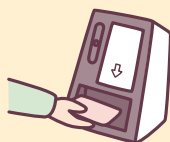
マイナンバーカード
総合サイト

2 へ

2 マイナンバーカードをお持ちの方は、保険証利用の申込み

医療機関で

- ☑ 医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーから申し込みめます



スマホから

- ☑ 下記3つを準備

- 1 マイナンバーカード
- 2 マイナンバーカード読取対応のスマホ
- 3 アプリ「マイナポータル」のインストール

マイナポータル



iPhone



Android

- STEP1 「マイナポータル」を起動する。
- STEP2 「申し込み」をタップする。
- STEP3 利用規約等に同意する。
- STEP4 マイナンバーカードを読み取る。

セブン銀行ATMで

- ☑ 必要なものはマイナンバーカードのみ！

ATM画面

マイナンバーカードでの手続き

健康保険証利用の申込み



すでに利用登録がお済の方は、受診前に確認を！

ご自身の健康保険証情報がシステムに正しく登録されているか確認をお願いします。マイナポータルにログインし、ご確認ください。



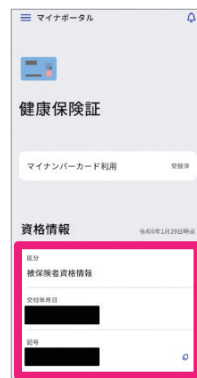
確認方法 (令和6年3月24日時点の表示画面です。表示画面は、変更される場合がございます。)



- 1 マイナポータルにログインします。



- 2 ログイン後、画面を下にスクロールし、「**健康保険証**」を押します。



- 3 健康保険証のページが表示されます。「**資格情報**」から、登録されている健康保険証情報をご確認いただけます。

初めての利用時など、登録が完了しているかどうかわからない状態で受診する場合は、念のため、マイナンバーカードとあわせて健康保険証を携帯してください。





現行の健康保険証はどうなるの？



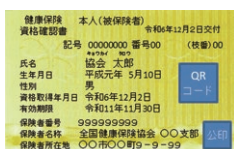
現行の保険証

現行の健康保険証は令和6年(2024年)12月2日に新規発行を終了しますが、退職等で資格喪失にならない限り、**令和7年(2025年)12月1日まで使用できます。**

※令和7年(2025年)12月1日までに退職等で使用できなくなった保険証は、会社へ返納してください。
令和7年(2025年)12月2日以降については保険証の自己破棄も可能です。



マイナ保険証を持っていない場合はどうすればいいの？



資格確認書
レイアウトイメージ

マイナンバーカードを持っていない、または保険証利用登録をしていない方は、保険者から交付される「**資格確認書**」を提示すれば、マイナ保険証のメリットはありませんが、これまで通りの保険診療を受けることができます。

- **材質・サイズ・形状は健康保険証と同様(プラスチック製・カード型)**
- **有効期間は4～5年**

※1年単位の発行期間を設定し、発行期間ごとに同一の有効期限を設定するため、発行時期によって有効期間は4～5年になります。

新規加入者

資格確認書は、令和6年(2024年)12月2日以降、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、会社を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者等に発行します。

※新規加入時に申請がなかった方でマイナ保険証をお持ちでない方などには、申請によらず資格確認書を発行しますが、相当な期間を要することから、できる限り資格取得届の提出時に申請をお願いします。

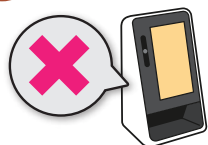
既存加入者

保険者が必要と判断した場合(※)に資格確認書を発行します。

※マイナ保険証をお持ちでない方やマイナンバーが未登録の方などに発行します。



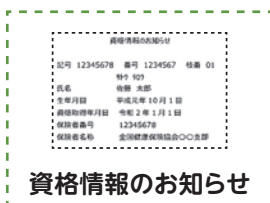
医療機関等でカードリーダーが使えない時には…



マイナ保険証で本人確認をしたうえで、資格情報(「**資格情報のお知らせ**」やマイナポータルの「わたしの情報」／「医療保険の資格情報」の提示)を伝えることにより、保険診療を受けることができます。



「**資格情報のお知らせ**」とは、加入者様ご自身の健康保険の資格情報が記載されているものです。既加入者には事業所ごとに令和6年9月と令和7年1月～2月に送付します。(新規加入者には資格取得時に送付します。)退職等の際に会社へ返納いただく必要はありません。



資格情報のお知らせ



マイナンバーカード

※「**資格情報のお知らせ**」だけでは、保険診療を受けることはできません。



協会けんぽ マイナンバー専用ダイヤル

電話番号 **0570-015-369** (ナビダイヤル)

「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」や「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせの際は、ぜひご利用ください。

開設時間 **8時30分～17時15分**(土日祝日を除く)

【お問い合わせ先】 TEL : **0857-25-0050** (代表)

代表電話番号に自動音声案内を導入いたしました。
お問い合わせの際には、音声案内に従って番号をお選びください。

詳しくはこちら



〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地
アクティ日ノ丸総本社ビル 5階



全国健康保険協会 鳥取支部
協会けんぽ